



第5章

構想の推進体制

- 1 構想推進に向け各主体に期待される役割 …………… 100
- 2 本市農業行政の組織のあり方 …………… 105
- 3 推進体制と進行管理 …………… 106

第5章

構想の推進体制

1 構想推進に向け各主体に期待される役割

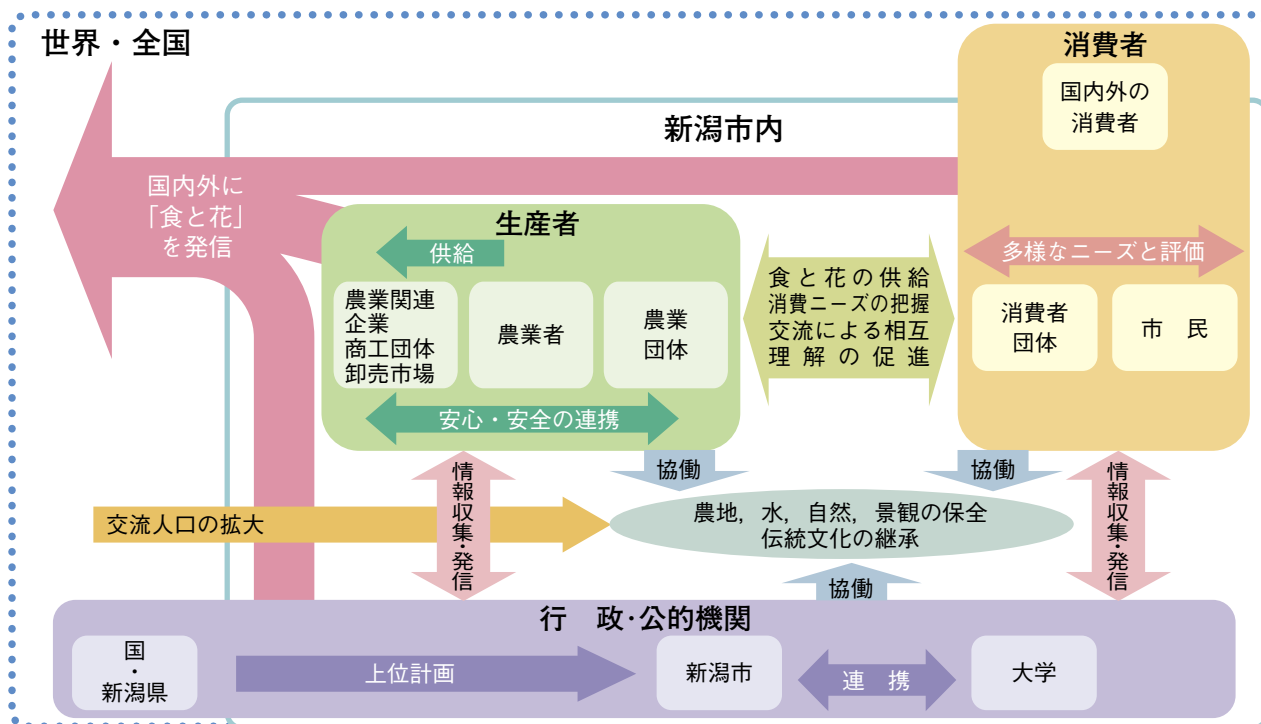
81万都市である本市においては、農業者・農業団体や食品関連企業は、地域で収穫された農産物やその加工品をその地域内で食する「地産地消」の浸透を図る中で、これらの付加価値を高めることにより、日本全国、さらには国外へと供給することも可能です。

一方、新潟市民は、活力ある地域農業が持続・発展することで、安心・安全でおいしい農産物を味わい、日本一の水田が広がる快適な環境・空間の中で、ゆったりと時の流れるスローライフを楽しみ、田園の恵みの豊かさを実感することができます。

このように、日本一の大農業都市として農業がその可能性を広げ、市民が地域の素晴らしい食と花の魅力を楽しむためには、農業者をはじめ関係団体・市民・関係行政機関(国・県・市)が本構想の描く目標に向かって一体性を保ちながら、それぞれの役割を担い、主体的に取り組むことが望まれます。

以下に、本構想の推進にあたって各主体に期待される役割を示します。

■各主体の役割の相関図



1 農業者に期待される役割

高収益に向けた農業経営の効率的な改善はもとより、81万都市である本市をはじめ国内外に、新鮮・安全でおいしい農産物を安定供給することが期待されます。また、環境保全型農業、農村文化の保全や美しいむらづくりに取り組み、本市を訪れる人々や消費者に長く愛される地域づくりに協力することが期待されます。

(具体的な役割)

- 安全に配慮した生産方式の導入、担い手の多様な能力発揮、消費者との交流促進など、農業者自らの創意・工夫による経営改善と消費者の安心と信頼のもとに支持される地域農業の確立
- 農畜産業や食品関連産業から発生する有機性資源の活用や、環境保全型農業の推進による環境負荷の低減
- 農業の営みによって維持されてきた農地、農業用施設、環境や景観、農村文化を、地域、農業団体、市民ボランティア等との協働により保全・継承
- 集落自治活動への参加・協力により、子どもから高齢者までが暮らしやすい美しい農村集落の形成

2 農業団体に期待される役割

今まで以上に消費者から評価される農産物の生産に向け、農業者を技術面・経営面・生産環境面・販売面など多様な側面からバックアップするとともに、農業者と消費者・食品関連企業との交流・連携などの繋がり強化に取り組むことが期待されます。

(具体的な役割)

- 多様な担い手が活躍できる生産体制づくりや、農業者が効果的・効率的に営農するための多角経営・起業など、時代に即応した支援
- 農業者の環境配慮の促進や、農業者と食品関連企業間で円滑な資源循環がなされるための地域循環システムづくりへの協力
- 交流機会の創出等による生産者と消費者の相互理解の促進
- 生産性の高い農業を支える農業生産基盤の整備、農業水利施設の適切な機能更新、長寿命化を図る適切な施設の維持管理、地域環境と景観に配慮した施設整備の促進
- 地域ブランドの形成や販売・流通体制の強化

3 消費者団体に期待される役割

農業者と消費者が、相互の信頼のもとに、互いに恵み合う関係を育てていけるよう消費者ニーズを農業者に伝えるとともに、農業・農村の魅力や知識を消費者に伝えることが期待されます。

(具体的な役割)

- 新鮮・安心・安全でおいしい食材等に対する関心の高まりなど消費者動向の的確な把握と、生産者との情報受発信
- 農業・農村の多面的な機能に対する消費者の理解を深めるための、生産者と消費者の交流や地産地消の促進

4 農業関連企業・商工団体・卸売市場に期待される役割

地場農産物の消費拡大に向け、魅力ある“食”の宣伝や商品開発を進め、消費者が安心できる食の供給体制を構築するとともに、有機性資源の循環利用を進め、環境重視型の産業構造の構築に取り組むことが期待されます。

(具体的な役割)

- 生産者との連携強化のもと、地場農産物を利用した“食”の開発や宣伝による本市の農産物の利用拡大
- 消費者が安心して食品を購入できる仕組みの構築に向け、食品の製造・流通・販売に関わる安全基準の遵守など、企業の個々のモラルの維持と相互の連携強化
- 有機性資源の利用促進、バイオマス先端技術の研究、生分解性プラスチックの利用促進など、環境を重視した資源循環システムづくりや産業構造構築への参加・協力

5 市民に期待される役割

安心・安全でおいしい“食”やゆとりのある生活環境など、大農業都市で暮らす魅力を高めていくためにも、地場農産物の購入や、農業・農村体験、自然学習、環境保全活動への参加など、81万市民が農業・農村とのつながりを強めていくことが期待されます。

(具体的な役割)

- 本市の農業が、新鮮・安心・安全でおいしい農産物を提供するだけでなく、国土・環境の保全など多面的な機能を発揮していることの認識と、本市の農産物の優先的な購入など地産地消の主役
- 食生活の乱れや、輸入依存型の食習慣といった現状認識のもと、市民一人ひとりによる食生活の見直しと、環境に配慮した消費行動の選択
- 本市の“農”が有する豊かさを次世代へと引き継いでいくための農作業や農村文化伝承、田園の地域資源保全管理の協働活動への積極的な参加

6 大学に期待される役割

自然、環境、教育、文化、産業、まちづくり、国際交流、人材育成等、多様な分野において行政や市民、農業者、企業等と相互に協力し、本市の農業・農村の発展に寄与することが期待されます。

(具体的な役割)

- 農業生産コストの低減、農作業の省力化、競争力を持った農産物の開発、農産物の機能を活かした製品開発等に関する研究開発
- 自然環境の保全、生活環境の改善、農村文化の継承など、農村地域の地域づくりに関する研究や情報提供、人材育成
- 農業・農村に関する国際交流の推進に向けたコーディネートや助言

7 国に期待される役割

国の食料自給や国土保全に貢献する大農業都市の持続的発展に向け、農業・農村や食品関連産業への総合的な支援や、市民の農業・農村への理解向上に取り組むことが期待されます。

(具体的な役割)

- 食料, 農業及び農村に関する総合的な施策の実施と, その情報提供及び財政支援
- 食料, 農業及び農村に関する情報の提供等を通じた市民理解の促進

8 県に期待される役割

国や農業団体との連携のもと、農業・農村や食品関連産業への総合的な支援や市民の農業・農村への理解向上に取り組むことが期待されます。

(具体的な役割)

- 食料, 農業及び農村に関する県農業の進むべき方向の提示と, その実現に向けた農業者・農業団体の主体的な取り組みへの支援
- 食料, 農業及び農村に関する市民の理解を深めるための, 農業団体等との協力による情報提供

9 市の役割

市は、本構想で掲げられた将来像の実現に向けて、自然的経済的社会的な諸条件や農業者・市民のニーズ、各地域の実態と課題を的確に把握し、時・人・場所に応じた適切な農業施策を着実に実施していきます。

(具体的な役割)

- 食料, 農業及び農村に関して, 国・県との適切な役割分担のもとに, 市農業の進むべき方向の提示と, 生産・産業基盤全般にわたる総合的な施策の実施
- 農業者・農業団体, 関係団体, 企業等の生産活動への支援や, 市民が主体的に取り組む地域活動に対する支援
- 食料, 農業及び農村に関する市民の理解を深めるための, 農業団体等との協力による情報の提供

2 本市農業行政の組織のあり方

構想の実現に向けた効率的・効果的な組織，各地域の特性を発揮できる組織として，前述の「市の役割」を踏まえ，本市の農業行政の組織のあり方を次のように整理します。

（農業行政の組織のあり方）

- 各地域の特色・地域性を持って営まれている農業の特長を尊重し，これを十分に活かす組織
- 農業者・市民のニーズに的確に対応した，農業・農村と都市との共生を図る組織
- 関係機関・団体と協力・連携した，農業者・市民にとって利便性の高い組織
- 同時に，新潟市全体での総合的・統合的な農業政策を実施できる組織
- 本庁と支所（区役所）の間の連携を密接にし，本庁所管事務を企画分野に整理するとともに，支所（区役所）では農業現場を中心とする事務を行う効率的・効果的な組織

3 推進体制と進行管理

1 推進体制

行政はもとより、農業者や関係機関・団体、さらに農産物の流通、加工、販売、消費に関係する市民や企業など、さまざまな主体の役割分担と協働・連携による取り組みを進めながら、構想を推進します。特に新潟市及び市農政外部組織は、施策の進捗状況や実施効果、農業者や市民をはじめとした関係主体からの意見や提言、社会情勢等を勘案しながら構想の効率的・効果的な進行管理を担います。

① 農業振興地域整備審議会

農業構想のうち、市全体の事項については、本庁より農業振興地域整備審議会に報告し、意見をもらいます。

② 各地域農政協議会

農業構想のうち、地域毎の事項については、各支所（区役所）より農政協議会に報告し、意見をもらいます。

③ 庁内関係課長会議

「食と花の都」づくりを全庁的に推進するための組織として設置します。庁内組織の横断的かつ総合的調整を行い、農業構想の見直しを行います。

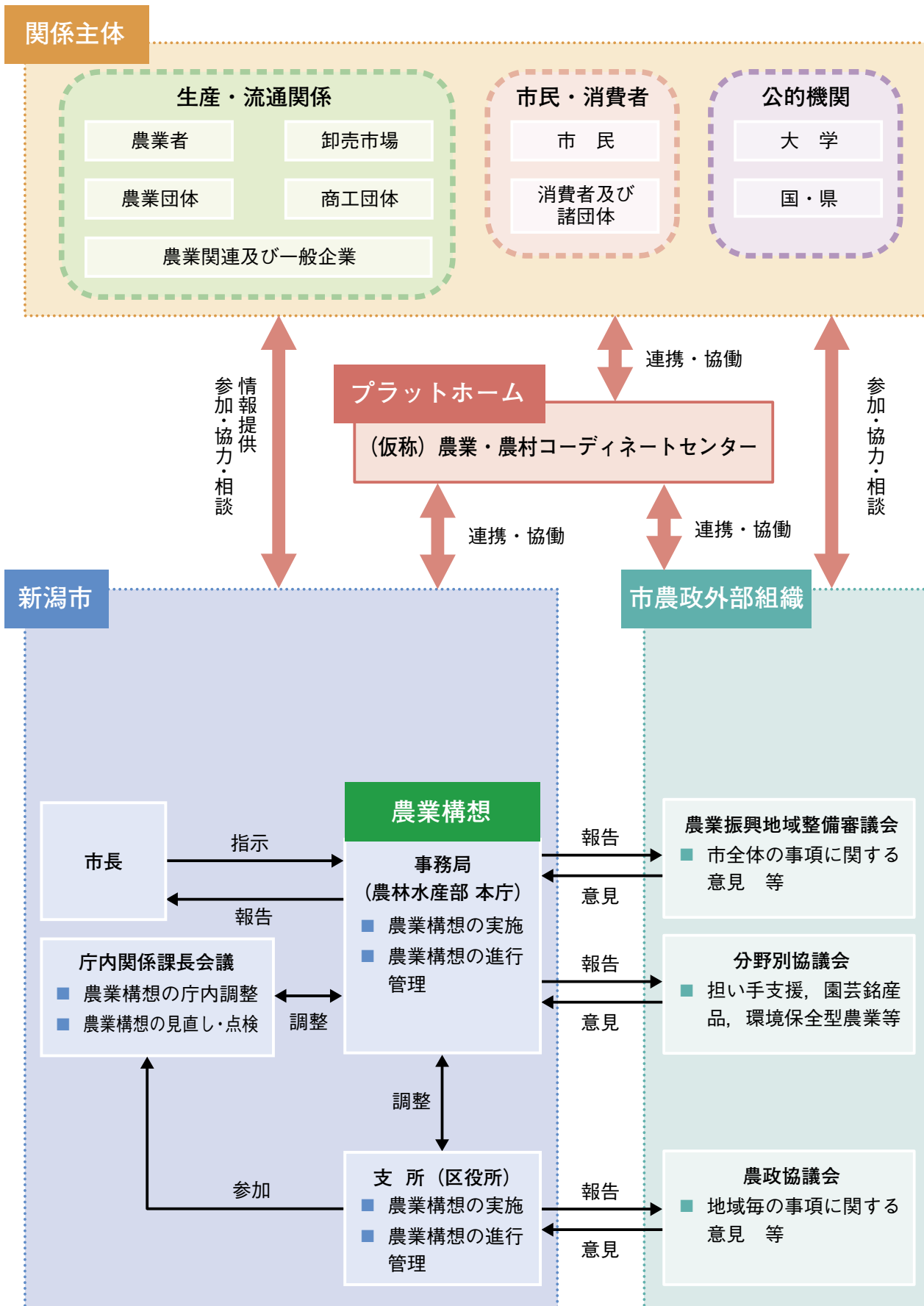
④ 分野別協議会

担い手支援、園芸銘産品、環境保全型農業、水田農業など専門分野別に設置されている協議会等において、個別事項に関する調整を行います。

⑤ プラットホーム

さまざまな主体の連携・協力体制の充実を図るため、農業者・市民・行政等の協働のかけはしとなるプラットフォーム（（仮称）農業・農村コーディネートセンター）をつくります。

農業構想の推進体制



2 進行管理

農業・農村の現状や具体的取組の進捗状況などを定期的に把握・評価し、必要に応じて対策を講ずるなど、着実に構想を推進していくための進行管理をします。

① 取組状況の把握・評価

「基本施策」ごとに、3年に一度、それぞれの「評価指標」によって現況値や目標の達成状況を把握します。また、構想の具体的取組（事業）については、毎年、担当課がそれぞれの進捗状況を把握・評価します。これらの達成状況などについては、ホームページ等を通じて数値等を公表し、農業者や市民が構想の進捗状況を把握できる仕組みとします。

② 評価書の作成・公開

3年に一度、農業・農村の現状や市の取組状況を伝える評価書を作成し、公表します。また、具体的取組（事業）の詳細な取組状況については毎年、施策進行管理評価書を作成します。なお、評価書の作成にあたっては、アンケートや意見募集を通じて、農業者や市民の意見も広く聴き、評価の参考とします。

③ 具体的取組の検討と計画への反映

評価書に対する農業振興地域整備審議会や各地域農政協議会からの意見や庁内関係課長会議による点検を通じて、必要な具体的取組（事業）を検討し、その後の担当課による実施計画の推進に反映させるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、評価結果をもとに、農業振興地域整備審議会が施策の進行状況を把握し、計画の見直しの方向性を審議します。市は審議会からの提言を受け、必要な具体的取り組み（事業）を検討し、その後の担当課による実施計画の推進に反映させるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 農業構想の進行管理

